

特定用途制限地域の建築物の用途規制【市条例での制限内容】

		都市近郊型	沿道拠点型	地域拠点型	田園保全型	説明
○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ①、②、▲ 面積の制限あり		A	B	C	D	A: 平鹿総合病院周辺の地域 B: JR醍醐駅周辺と国道13号線沿線の地域 C: 増田・雄物川・大森・山内・大雄の地域 局庁舎周辺の地域 D: 上記A・B・Cの3地域を除く用途地域の定められていない都市計画区域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	▲	▲ 共同住宅、長屋等500㎡以下 従前地目が宅地の住宅、 自己用住宅、分家住宅
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの	○	○	○	○	▲ 1,000㎡以下
	店舗等の床面積が、150㎡を越え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が、500㎡を越え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	▲	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	×	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を越えるもの	○	×	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、150㎡を越え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を越え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	×	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を越えるもの	○	×	×	×	
ホテル、旅館		○	○	○	▲	▲ 3,000㎡以下
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場	×	×	×	×	
	カラオケボックス等	×	×	○	×	
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	
	キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	×	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	
	病院	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	
	自動車教習所	○	○	○	○	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫は除く)	○	○	○	○	
	建築物附属自動車車庫①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	○	○	○	○	
	倉庫業倉庫	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡)を超えるもの	○	○	○	○	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	○	① 作業内容、作業場面積に制限あり 【条例別表を参照】 ② 作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	①	○	○	②	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	○	○	×	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	
	自動車修理工場	○	○	○	○	
火薬、石油類ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	○	○	
	量が少ない施設	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	×	○	○	×	
	量が多い施設	×	×	×	×	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等						都市計画区域内においては都市計画決定が必要